

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Bグループ）
仕様書

1 事業内容

- (1) 本事業は、発注者の指定する別紙施設一覧表に掲げる施設に設置された照明器具のうち、LED化未実施のものについてLED化を行うものである。
- (2) 受注者は、契約締結後、令和9年3月31日までに照明器具の取替を終了する。（検査合格含む）
事業スケジュールは以下のとおり。

現地調査・施工計画	令和8年7月上旬～8月中旬
工事施工完了期限	令和9年3月17日（水）
検査・事業完了	令和9年3月31日（水）

- (3) 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工監理及びその他の関連業務を実施する。
- (4) 発注者と受注者の責任分担は、原則として別紙「予想されるリスクと責任分担」によることとする。
- (5) 受注者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。
ただし、発注者が別に指定したものについてはこの限りではない。
- (6) 原則として、対象施設において発注者が指定する範囲内の照明器具のうち、LED化がされていないものについて全てLED照明への器具取替を行う。ただし、津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る公募型プロポーザル実施要領第19号様式 使用照明器具提案書に掲げる照明器具（番号21、55）についてはランプ交換（器具交換は除く）とする。現在、器具又は管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明への取替を行う。
- (7) 既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。

2 照明器具の仕様

(1) 共通

- ア LED照明器具は、公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格JIL5004）に登録対応器種をもつ国内メーカーの製品を選定すること。

- イ 照明器具を含む設置作業に使用する材料は全て新品とする。
- ウ LED化の対象となる照明器具のうち、津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る公募型プロポーザル実施要領第19号様式 使用照明器具提案書に掲げる照明器具（番号1～13）による年間の電気使用量に対し、50%以上の削減目標値を達成できるLED照明器具を使用すること。
- エ 平均演色評価数（Ra）は原則として既設照明器具と同等とする。
- オ 光源寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
- カ 埋込型照明器具を取り替える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を取り替える場合には、既存器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- キ 既設照明器具が防雨・防湿・防爆器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ク 照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、非常用照明器具、誘導灯など）は、施設ごとに同一メーカーの製品で統一するなど、後年度の保守管理が容易になるよう努めること。
- ケ 光色は原則として既設照明器具と同等とする。
- コ 非常用照明器具及び誘導灯等は、関係法令に基づいた仕様とする。

(2) 直管形蛍光灯器具改修仕様

- ア 光束値は、原則として既設照明器具と同等とする。ただし、現地調査の結果、既設照明器具の照度不足が見込まれる場合は、協議により対応を決定する。
- イ 電源装置の出力電流波形、配光、ランプ本体耐熱性、絶縁抵抗・耐電圧、高調波、電磁波については、使用に当たってちらつきや電波雑音など特段の問題を生じないこと。

(3) その他の照明器具改修仕様

- ア その他の蛍光灯、ダウンライト、スポットライト及びブラケット等については、現状と同等の光色、光束、機能を有する器具に取り替えること。
- イ 誘導灯及び非常用照明器具についても、LED光源の誘導灯

及び非常用照明器具に取り替えること。原則として同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

ウ 一体型非常用照明器具については、非常灯一体型器具への取替えによっても、又は法令に適合する限りにおいて一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設する方法によっても差し支えなく、取替費用が経済的な方を選択すること。

3 工事仕様

(1) 現地調査及び実施計画において、回路調査、施工方法の検討等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。可能な限り現地調査時に異常を把握し、発注者と対応を協議のうえ、実施計画に盛り込んだうえで施工に臨むよう努めること。

(2) 本業務を適切に行うため、関係法令に基づき当該業務に必要な資格を有する技術者を配置するとともに、当該業務を適切に履行するため資格を有する技術者の中から業務担当責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を選任すること。

なお、契約締結に至った場合、受注者は業務担当責任者を書面により発注者に届け出なければならない。業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

(3) 設置作業に当たっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。

(4) 設置作業に付随して発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

(6) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者及び施設管理者の承諾を得ること。

(7) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の本市敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者及び施設管理者の承諾を得ること。

(8) 作業時間帯は、別紙「事業対象施設」に記載の「開館日、開館時間及び開館時の作業可否」を目安として、発注者に報告し、承

認を得ること。ただし、発注者又は施設管理者は、実際の作業に当たり変更を指示することや、受注者からの申出により協議、調整を行うことができる。また、個別の作業場所（室単位など、）での作業時間帯の決定に当たっては、発注者及び施設管理者の指示に従うこと。

- (9) 設置作業に当たってのローリングタワーなどの仮設足場を要する施設については、別紙「事業対象施設」に記載の「仮設足場（高所作業）が必要な部屋」を参考とすること。

高所作業を行う際は、墜落制止用器具を使用するなど、墜落防止の措置を講じること。

- (10) 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）による。

ただし、その長さや位置等は、現地調査及び施工計画の際に受注者で確認し、加工が必要な場合は、取付金物等を受注者負担で用意すること。

なお、施工のために天井の穴あけ加工等が必要な場合は、大気汚染防止法等の法令に基づき、発注者と協議の上、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行い、所要の対応を行うこととする。なお、対応に要する費用は受注者負担とする。

- (11) 受注者が取り替えた照明器具には、判別できるシールを貼付すること。

- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。特に、非常用発電機を備える施設で粉塵作業が発生する場合は、発電機の稼働に要する吸気・排気の経路を事前に確認したうえで作業すること。作業終了後に床等の清掃を行うこと。

- (13) 受注者は、責任者、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。なお、作業者についても受注者名が分かるように配慮すること。（名札の例は、「三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定）第1編 共通編」を参照）

- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。

- (15) 設置前後の照度測定（J I S規格の照度方法により測定する。）

を実施し、その結果を書面で報告すること。非常用照明器具については次項に従い対応するものとする。

- (16) 誘導灯・非常照明器具の取替については、関係法令を順守するとともに、所轄の官公庁との協議及び届出手続を行うこと。また、「平成20年3月10日 国土交通省告示第285号」を参照し、建築設備の定期検査報告相当の検査・点検を行い、報告書を提出すること。事業期間後の点検で不備があった場合は、受注者の負担により対処すること。
- (17) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途発注者及び施設管理者と協議するものとする。
- (18) 施工に必要な電力は受注者負担とし、原則として工具の充電等に施設の電力を利用することは認められず、受注者において必要な可搬型発電機等を準備すること。ただし、施設の電力を利用することについて、事前に発注者及び施設管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。（利用にかかる電力も同様だが、電気消費量が多いものに関しては別途協議が必要）
承諾を得た場合であって、施設のコンセント等を使用する場合は、使用する工具又は電源コードリールに漏電対策、漏電ブレーカーを備えたものに限る。
- (19) 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (20) 別途改修工事、修繕等が行われる場合があり、その際は双方協力し、工事の遂行に影響のないように努めること。

4 工事着手前に提出する書類

- (1) 施工計画書
- (2) 下請負契約等の通知書
- (3) 業務担当責任者（変更）届
- (4) 資格証等の写し、又は、実務経験の解るものの写し

5 施工計画書

工事着手前に次の内容を記載した施工計画書を作成し、発注者の

承認を受けること。（(6)から(10)については、発注者から指示があった場合に作成する）

- (1) 予定工程表
- (2) 工事範囲及び停電範囲
- (3) 施工図面及び施工する照明器具一覧
- (4) 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の所属、氏名、緊急連絡先
- (5) 廃棄物の処分計画
- (6) 施工実施者の所属及び人数
- (7) 物品の搬出入経路
- (8) 車両の入退場経路、作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場
- (9) 駐車する車両の種別及び台数、駐車時間帯
- (10) 施工に支障となる既存機器、物品の一覧（本請負内での運搬作業の要否は別途協議による。）
- (11) 安全衛生管理計画
- (12) 品質管理計画
- (13) 施工管理計画（作業前・中・後の手順を記載したものや、工事写真の撮影計画）

6 照明器具の保証等

- (1) 照明器具の保証期間は2年以上とし、交換費用も受注者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- (2) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、受注者の負担によりその原因の調査を行い、発注者に不具合の責が認められない場合には、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。

7 完成図書

工事完了後に以下の書類を作成し、発注者に引き渡すものとする。

- (1) 完成図書（2部：その内1部は各施設ごとに作成する）
内容は下記の通りとする。

- ア 施設別のエネルギー削減効果計算書
- イ 社内検査報告書
- ウ 照度測定結果及び各試験成績書
- エ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）の写し
- オ 産業廃棄物運搬業許可証の写し
- カ 産業廃棄物処分業許可証の写し
- キ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ク PCB有無報告書
- ケ 工事写真（施工前、施工中、施工後）
- コ 打合せ記録
- サ 官公庁届出書の写し
- シ 機器取扱説明書
- ス 保証書
- セ 下請負契約等の通知書（工事完了時点のもの）
- ソ 建築設備の定期検査報告相当の報告書（施工対象部分のみ）

(2) 完成図

内容：二つ折り製本（A3縮小、各施設2部ずつ）

完成図については別途電子データ（PDFでの提出を必須とする。プロット図をJWWCADで作成した場合はそのデータ共。）を提出すること。（建築平面図のJWWCADデータは提供可）

8 その他

- (1) 受注者は、施工した照明器具の仮使用を認めること。
なお、仮使用中の照明器具に関しては、受注者の責任において管理するものとし、仮使用中に不具合等により取替が必要となった場合は受注者の負担とする。
- (2) 本業務に疑義が生じた際には、発注者と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、工事目的物及び工事材料等を対象とする建設工事保険又は組立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負業者損害賠償責任保険に加入すること。保険期間は、契約開始日から工事目的物引渡しの日までを含むものとする。